

法務研修セミナー 第29回報告

学校社会をめぐる法律問題

中京大学法科大学院 教授

奥野久雄

1 はじめに

今日、学校社会をめぐる、いろいろな問題が起きています。とりわけ、児童生徒の学校生活の中で見受けられ、教育学や社会学の研究成果をふまえた問題解決を私どもに迫っています。ここでは、学校という教育の場で生じる児童生徒を被害者とする事件（以下、これを「学校事故」といいます。）を取りあげ、若干の考察をしたいと思います。

2 学校事故の責任の在り方

学校教育活動に伴って児童生徒に事故が発生したとき、学校に対してどのような責任が問われるのでしょうか。

普通、不法行為構成と債務不履行構成の2通りが考えられます。その根拠となる条文は、国公立学校の場合と私立学校の場合とで異なります。国公立学校の教育活動に伴って事故が生じた場合には、国家賠償法（以下、「国賠法」といいます。）1条により、国又は公共団体に対して損害賠償責任（不法行為責任）を追及することができます。そのさい、国公立学校の教師の生徒に対する関係が、同条にいう「公権力の行使」にあたるかが問題になります。現在では、その関係は広く非権力作用と解され、それに含まれるものとされる考え方が主流を占めています。⁽¹⁾そして、他方、国公立学校の設置者は、その管理する児童生徒の生命について学校教育契約（在学契約）関係もしくはこれに準じる関係に付随して信義則上安全に配慮すべき注意義務を負うことがあるものとされています。この点で、国公立学校での事故は、学校の設置者の債務不履行による法律構成で責任を問うことが可能となっています。⁽²⁾

一方、私立学校の場合は、どうでしょうか。民法709条及び715条による不法行為構成を用いて責任を追及することが考えられます。さらにこれとは別に、学校教育契約ないし在学契約に付随して民法415条を根拠にいわゆる安全配慮義務が認められています。⁽³⁾

要するに、国公立学校であれ、私立学校であれ、学校の設置者に児童生徒の安全を配慮すべき義務が契約関係もしくはこれに準じる関係に付随して課されています。これとは別に、学校設置者には、不法行為法上児童生徒を監督指導すべく注意義務もしくはその安全を確保すべき注意義務が課

されています。学校設置者に不法行為責任が成立するには、加害者である教師に故意・過失という主観的要件が必要となります。学校事故の責任を問う裁判例においては後者の不法行為構成が大多数を占めています。そこでは、教師に要求される注意義務（監督義務）の範囲とその内容・程度が問われます。⁽⁴⁾

3 教師の監督義務の範囲について

一般に、教師は、学校における教育活動及びこれに密接不離の生活関係についてのみ監督義務を負うことになります。この点で、授業開始前、休憩時間、放課後、教員の勤務時間外のクラブ活動における事故について、教師に監督責任を問うるかが問題となります。この問題について注目している判断を示したものに、最高裁平成20年4月18日判決（判時2006号74頁、判タ1269号117頁）があります。⁽⁵⁾ 事案はこうです。すなわち、男子児童が、朝自習の時間帯に教室後方にあるロッカーから落ちていた自分のベストを拾うため離席し、ほこりを払おうとしてこれを頭上で振り回しました。ちょうどそのころ、席を立て振り向いた女子児童の右眼に、ベストのファスナー部分が当たり、当該女子児童が負傷したというものです。判決は、担任教諭が事故当時、教室入口付近の自席に座り、他の児童らから忘れ物の申告等を受けてこれに対応していたこと、朝自習の時間帯であっても児童が必要に応じて離席することは許されていたこと、担任教諭において日頃から特に上記男子児童の動静に注意を向ける必要があったという事情はうかがわれなかったこと、ベストを頭上で振り回す直前までの上記男子児童の行動は特段危険なものではなかったことなどを認めました。そのうえで、判決は、担任教諭がベストを頭上で振り回すという上記男子児童の突発的な行動に気付かず、事故の発生を未然に防止することができなかったとしても、担任教諭に児童の安全確保又は児童に対する指導監督についての過失があるとはいえない、と述べました。

この判決で問題となるのは、教師の監督義務が児童の生活関係のどのような範囲において存在するかでしょう。もちろん、その範囲外で発生した事故については、監督義務違反としての過失は存在しないものと解されます。判決は、本件の朝自習の時間帯に用もないのに自席を離れないという約束になっていましたが、このような学級の約束は、児童にとって必要な行動まで禁じるものではなく、児童が必要に応じて離席することは許されていたものと解されるでしょう。なぜなら、この朝自習の時間帯は授業開始直前のいわゆる朝の会に移行する前のそれであったという事情を考慮すると、その朝自習の性質・役割がいわば朝の授業開始への準備の過程そのものであると評価することができるからです。ゆえに、本件の学級の約束についても、児童が必要に応じて離席するのは許されると解釈することは合理的な取扱いでしょう。したがって、担任教諭が、教室前方入口付近の自席に座り、他の児童らの忘れ物の申告などを聞いており、加害児童の一連の行動や傷害事故の発生に気付いていなかったようなときに、学級の約束についての取扱いの合理性が承認されるとするならば、結局は、加害男子児童の日頃からの傾向（特段の危険性の有無）が考慮され、当該児童の一連の行動についての予見可能性が消極的に判定されることになるでしょう。また、席を立てた児童に注意を促すなどの指導監督義務の怠りの有無についても否定的に解されることになるように思われます。

4 教師の監督義務の内容・程度について

教師は、児童生徒に対して万全を期すべき注意義務（監督義務）を負うという点で学説は一致しています。注意義務が尽されていたかどうかは、個々の教師の個人的能力ではなく、平均的教師のそれを基準として判断されます。平均的教師ならば、問題の危険が予見可能であったか、予見可能であったとすれば、それを回避するためにどのような措置をとるべきであったかを想定して、そのような措置がとられていない場合には過失があるというふうにです。

最近の最高裁判例として、それについて判断したものに最高裁平成18年3月13日判決（判時1929号41頁）⁽⁶⁾があります。これは、その点をどのように見ているのでしょうか。事案はこうです。すなわち、X₁（原告・控訴人・上告人）は、平成8年当時、Y₁学校法人（被告・被控訴人・被上告人、以下、Y₁といいます。）との間の学校教育契約ないし在学契約に基づき、Y₁の設置するA高校に1年生として在籍し、同校サッカー部に所属していました。Y₁は、課外クラブ活動の一環として、平成8年8月12日から同月15日まで、屋外の施設であるT市甲運動広場（以下、「本件運動広場」といいます。）等で開催される第10回Dと称するサッカー競技大会（以下、「本件大会」といいます。）に、同校サッカー部を参加させ、その引率者兼監督をB教諭としました。

A高校の第一試合が開始された平成8年8月13日午後1時50分ころには、本件運動広場の上空には雷雲が現われ、小雨が降り始め、時々遠雷が聞こえるような状態でした。上記試合が終了した同日午後2時55分ころからは、上空に暗雲が立ち込めて暗くなり、ラインの確認が困難なほどの豪雨が降り続けました。同日午後3時15分ころには、大阪管区气象台から雷注意報が発令されていましたが、本件大会の関係者らは、このことを知りませんでした。同日午後4時30分の直前ころには、雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつありましたが、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されました。雷鳴は大きな音ではなく、遠くの空で発生したものと考えられる程度でした。

B教諭は、稲光の4、5秒後に雷の音がする状況になれば雷が近くにいるものの、それ以上間隔が空いているときには落雷の可能性はほとんどないと認識していました。そのため、同日午後4時30分の直前ころには落雷事故発生の可能性があるととは考えていなかったのです。

A高校の第二試合は、同日午後4時30分ころ上記気象状況の下で、本件運動広場の乙コートで開始され、同校サッカー部員がこれに参加していました。同日午後4時35分ころ、本件フィールドのA高校側ゴールからみて左サイドにボールがあがり、両チーム選手がそこに集まっており、X₁のみが右サイドのスペースを駆け上がって走り始めました。その時突然フィールドが明るくなり大きなパチパチという音とギザギサの稲光とともにX₁に突然落雷しX₁はその場に倒れました（以下、この落雷事故を「本件落雷事故」または「本件事故」といいます。）。X₁は、E救命救急センターに救急車で搬送されました。同センター、F病院及びG病院で治療を受けましたが、X₁には、視力障害、両下肢機能の全廃・両上肢機能の著しい障害等の後遺障害が残り、退学せざるを得なくなりました。

そこで、X₁とその両親X₂X₃、その兄X₄らは、Y₁に対して、サッカー競技の有する危険からX₁を保護するため万全の配慮をなす義務を怠ったなどと主張し、債務不履行または不法行為に基づき、

損害賠償を請求しました。そして、Y₂に対しても同様の請求がなされていますが、ここでは検討の対象からはずしています。

1 審は、Y₁らの損害賠償責任を否定し、X₁らの本訴請求を棄却しました。

原審判決（判時1913号66頁）は、次のように述べ、Y₁らの責任を否定しました。すなわち、「A高校の第二試合が開始される直前には遠くで雷鳴が聞こえており、かつ、西南方向に暗雲が立ちこめていたこと……であるから（自然科学的知見によれば〈報告者注〉）落雷の危険性の予兆（兆候）があるものとして、サッカー競技を直ちに中止して、安全空間に避難すべきであったということになる。……しかしながら、……社会通念上も雷注意報が発令されたり、遠くで雷鳴が聞こえたりしていることから直ちに一切の社会的な活動を中止すべきことが当然に要請されているとまではいえないから、Y₁に安全配慮義務違反があったというためには、自然科学的な見地から落雷被害についての結果回避可能性があったというだけでは足りず、その前提として……B教諭に落雷被害についての予見可能性のあったことや平均的スポーツ指導者としての予見義務違反があったことが必要である。……しかしながら、上記冊子（日本体育・学校健康センターが毎年発行する「学校の管理下の死亡・障害」と題する冊子）……その他、一般人を対象とした啓蒙目的のパフレット、新聞報道、文部省（現文部科学省）の指導における落雷事故に関する知見を総合考慮しても、本件の状況下において、平均的なスポーツ指導者が落雷事故発生の具体的危険性を認識することが可能であったと認めることはできない」と述べました。

そして、午後4時ころ、本件試合が開始された午後4時30分ころ、本件落雷事故が発生した午後4時35分ころのいずれの時点においても、雷注意報が発令されていたことや雷鳴・黒雲の発生があった等の雷発生の兆候があったとしても、そのことから直ちにB教諭において本件フィールドの選手に落雷することを予見することが可能であったとまではいえず、また、そのことを予見すべき義務があったとまではいえないというべきである、と述べました。したがって、原審判決は、「B教諭が安全配慮義務を尽さなかったということではできないから、Y₁に債務不履行責任又は不法行為責任があるということではできない。」として控訴を棄却しました。そこで、Xらは上告しました。

最高裁判決は、原審判決を破棄し、本件を原審に差し戻しました。その理由はこうです。すなわち、「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである。

……落雷による死傷事故は、平成5年から平成7年までに全国で毎年5～11件発生し、毎年3～6人が死亡しており、また、落雷事故を予防するための注意に関しては、平成8年までに、本件各記載等の文献上の記載が多く存在していたというのである。そして、……A高校の第二試合の開始直前ころには、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたというのである。そうすると、上記雷鳴が大きな音ではなかったとしても、同校サッカー部の引率者兼監督であったB教諭としては、上記時点ころまでには落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきであり、

また、予見すべき注意義務を怠ったものというべきである。このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性が減弱するとの認識が一般的なものであったとしても左右されるものではない。なぜなら、上記のような認識は、平成8年までに多く存在していた落雷事故を予防するための注意に関する本件各記載等の内容と相いれないものであり、当時の科学的知見に反するものであって、その指導監督に従って行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなり得ないからである。」と述べました。

そのうえで、判決は、「以上によれば、原審判決のうちYらに関する部分は破毀を免れない。そして、本件については、A高校の第二試合の開始直前ころまでに、B教諭が落雷事故発生の危険を具体的に予見していたとすれば、どのような措置を執ることができたか、同教諭がその措置を執っていたとすれば、本件落雷事件の発生を回避することができたか」について、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻しました。

この最高裁判決の場合、原審が「平均的なスポーツ指導者」を基準として、落雷事故発生の具体的危険性を認識することが可能であったとは認められないとしたのに対し、最高裁は、全国で毎年落雷事故が発生しているという事実、また多くの文献が落雷事故を予防するための注意について記載していたことから落雷事故発生の具体的な危険を予見することが可能であったと判断したものでありますが、このような判断の相違をどのように評価すべきでしょうか。原審判決は、一般的に予見の対象をスポーツ競技に内在する危険に求め、その判断要因として生徒の危険回避・承諾能力をあげています。そして、落雷の危険を屋外スポーツ競技に内在するものと考えているのででしょう。これに対して、最高裁判決は、生徒の安全にかかわる事故の危険性を予見の対象とし、平均的なスポーツ指導者の有さないような特殊の技能・経験（当時の科学的知見を含む）等を本件スポーツ指導者に求めています⁽⁷⁾。両者は、落雷の危険の捉え方が微妙に異なるように感じられます。とりわけ、最高裁判決は、落雷の危険を相当の注意を用いたとしても防止することのできない、いわゆる天災もしくは自然現象として捉え、本件スポーツ競技に内在する危険ではないと見ているのではないかと思います。

5 権利侵害・違法性と体罰

学校における懲戒は、教師による児童生徒の行為の規制や居残り学習の指示といった個別的制裁である「事実としての懲戒」と退学・停学など法的効果を伴う懲戒処分とがあります。他方、体罰は、「事実としての懲戒」の法的限界として、法律上禁止されています（学校教育法11条ただし書）。戦前においては、国民学校令（1941年）20条で、「国民学校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」とされていました。実際には、つとに、小学校の教員が懲戒のために生徒の身体に障害を与えない程度に軽くたたくのは不法行為とはいえないというふう⁽⁸⁾に多少の有形力の行使は体罰に該当しないと解されていたようです。一方、戦後においては、子供の人権（生命・身体の安全や私生活の自由および名誉等）の保障と教育の非権力作用の見地からして、それは厳格に規制されています。したがって、体罰は、広く身体への有形力の

行使のほか、肉体的苦痛を与える懲戒を含むものと解されています⁽⁸⁾。

ところが、最近になって、学校社会としての秩序維持の強化、すなわち、児童生徒の問題行動に対する学校の指導の充実化の観点から、例えば、「児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではない」など、従来の懲戒・体罰規定の解釈運用に対して行政の立場から一定の修正が施されています。

そのような中で、公立小学校の教員が、女子数人を蹴るなどの悪ふざけをした2年生の男子を追いかけて捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て大声で叱った行為（以下、「本件行為」といいます。）が、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するとした原審判決を破棄・自判し、本件行為の体罰該当性を否定し、本件行為に違法性がないとしたのが、最高裁平成21年4月28日判決（民集63巻4号904頁）であり⁽⁹⁾、注目されています。そこで、まず、両判決の見解が、なぜ分かれたかを考えてみましょう。

原審判決が、「①胸元をつかむ行為は、けんか闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為であり、悪ふざけをした男子児童を捕えるためであれば、手をつかむなど、より穏当な方法によることも可能であったはずであること、②児童の年齢、児童と教諭の身長差及び両名にそれまで面識がなかったことなどに照らし、児童の被った恐怖心は相当なものであったと確認されること等を総合すれば、本件行為は、社会通念に照らし、教育指導の範囲を逸脱するものであり、学校教育法11条ただし書により、全面的に禁止されている体罰に該当し、違法である」と判決しましたが、これに対し、最高裁判決は、次のように述べ、原審判決のその判示内容を全面的に否定しました。すなわち、小学校教員の本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るという児童の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように児童を指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として児童に肉体的苦痛を与えるために行われたものでないことは明らかである。（中略）本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、教員のした本件行為に違法性は認められない、と述べました。最高裁判決にみる懲戒行為の態様ないしその目的は、「男子児童の胸元をつかみ叱責した行動」であって他人を蹴るという児童の一連の悪ふざけをしないよう指導にあたるものである一方、被侵害利益の種類・内容は、相当程度の恐怖心を伴う精神的自由の侵害であり、両者の相関的較量の結果、前者は、日常の指導措置の一環としてなされたとの評価が行われ、後者は、児童の症状が回復していることもあり（すでに、元気に学校生活を送り、家でも問題なく過ごしています。）、比較的軽微なものと見られ、結局は、違法性が否定されています。そしてまた、体罰該当性についてもそれぞれの諸要因を総合的に判断された結果、否定的に解されているのでし⁽¹⁰⁾う。

6 まとめ

以上、三つの最高裁判例は、学校による児童生徒の問題行動に対する指導に関心が払われているように思われます。とくに二つ目の判例では、スポーツ指導の在り方が問われています。いずれにしましても、子供の人権尊重の理念と学校による児童生徒の生活指導の充実化という、いわば学校

社会の秩序の確立の理念との調和を旨としているように思われます。

- (1) 拙著『学校事故の責任法理』（2004年・法律文化社）97頁。
- (2) 前掲書92頁。
- (3) 前掲書92頁。
- (4) 拙稿「学校事故・スポーツ事故」法学セミナー増刊 不法行為法（1985年・日本評論社）237頁。
不法行為構成がとられる理由について前掲書95頁。
- (5) 拙稿「朝自習中の小学生の負傷事故と担任教諭の注意義務」民商法雑誌（2009年・有斐閣）139
巻6号674頁。原審は、朝自習を授業と同視していますが、最高裁は、それを教育活動と密接不離
の関係にある、授業への準備過程と捉えている点に留意すべきです。
- (6) 拙稿「課外クラブ活動中の生徒への落雷事故と担当教諭の注意義務」判例評論（2007年・日本評
論社）578号185頁。
- (7) 前掲（注（6））188頁。この意味で他のスポーツ競技と比較して指導者の監督義務は高度なもの
になるでしょう。差戻審では、事故回避可能性が最大の争点となりましたが、これを肯定し、B教
諭の過失を認めました（高松高判平成20年9月17日判時2029号42頁）。
- (8) 拙稿「公立小学校の教員が、女子数人を蹴るなどの悪ふざけをした2年生の男子を追い掛けて捕
まえ、胸元をつかんで壁に押し当て大声で叱った行為が、国家賠償法上違法とはいえないとされた
事例」民商法雑誌（2009年・有斐閣）141巻3号380頁。
- (9) 前掲（注（8））375頁。
- (10) 前掲（注（8））390頁。